賛助会員規程

(会員)

第1条 賛助会員は、公益財団法人沖縄県交通遺児育成会(以下「当育成会」という。)の目的及び 趣旨に賛同する個人及び団体とする。

2. 賛助会員は育成会発行機関誌等の情報の提供を受けることができる。

(申し込み)

第2条 賛助会員の申し込みは、育成会所定の(別紙1)「賛助会員申込書」に必要事項を記入の上、 育成会理事長に申し込むこととする。その際、賛助会員証等の証明は発行されない。

(会員の資格の喪失)

第3条 賛助会員が次の各号の一に該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1)本人が死亡したとき、または心身の故障のため賛助会員としての責務を果たせなくなったとき
- (2) 賛助会員にふさわしくない行為があると認められたとき
- (3)脱退を希望したとき

(会費及び入会金)

第4条 賛助会員の会費は、個人及び団体の自由の意思によるものとし、入会金もないものとする。

2. 既に振込まれた会費については、返還しないものとする。

(徴収方法)

第5条 徴収方法については毎年度育成会が保管する「賛助会員名簿」に基づき振込依頼書を発送することができる。

2. 前項の規定に定める毎年度とは、4月から3月までの期間とする。

(会費の運用)

第6条 この会費は、当育成会が別に定める「寄付金等取扱規程」に基づき運用する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

賛助会員入会申込書

公益財団法人沖縄県交通遺児育成会の目的に賛同し、賛助会員として 下記のとおり申し込みます。

	記			
会費(口数):				
金 額:				円也
入 会 日 :	<u>′</u>	年	月	日
御団体名(御氏名)	:			
代表者御氏名	:			
御 担 当 者	:			
所 在 地 : 〒				
御連絡先:TEL		/	FAX	
E-ma	i l			
賛助会員として、団体名(個人いでしょうか。下記にて意思表示		**	機関紙等に	掲載・公表してよろし
()掲載してよい	()掲載して	てほしくない
	を通遺児育成会 龍二 殿			

賛助会員入会申込書(貴控)

公益財団法人沖縄県交通遺児育成会の目的に賛同し、賛助会員として下記のとおり申し込みます。

 記

 会費(口数)
 口

 金 (年間)
 万円也

 入会日
 年月日

※申込書は下記宛へご送付下さいますようお願いいたします。

【事務局】

公益財団法人沖縄県交通遺児育成会 〒900-0027 那覇市山下町 18-26 (山下市街地住宅 2 階 B-211 号) 電話(098)987-**0743** FAX (098)987-0744

※賛助会費は下記の口座にお振込み下さいますようお願い申し上げます。

【口座番号】

琉 球 銀 行	県庁出張所	(普) 65052	手数料免除
沖 縄 銀 行	県 庁 出 張 所	(普) 890433	手数料免除
沖縄海邦銀行	県庁内出張所	(普) 4689	手数料免除
コザ信 用 金 庫	那 覇 支 店	(普)2000718	手数料免除
沖縄県労働金庫	県 庁 支 店	(普) 2397339	手数料免除
沖縄県農業協同組合	本店	(普)0002331	条件付き免除
ゆうちょ銀 行	記号17060	(普) 1347821	免除なし

【口座名義人】 こうえきざいだんほうじん

こうえきざいだんほうじん おきなわけんこうつういじいくせいかい

公益財団法人 沖縄県交通遺児育成会

※沖縄県農業協同組合に関しては、5万円以上のお振込みに対し印紙手数料が発生します。 何口かに分けてお振込みいただきますと、手数料は発生いたしません。